⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　平成22年度以降に、下記の要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

○ダム用放流設備のうち、設計水深25m以上の水門の「製作及び据付」を元請として施工した実績を有すること（同一工事でなくてもよい）。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局及び旧港湾建設局を含む。）及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、小樽開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。現地での据付期間は、以下のとおりを予定する。

現地での据付期間：令和８年４月１日から令和８年６月30日まで

令和９年４月１日から令和11年３月16日まで工場製作において配置する主任技術者又は監理技術者については、同一工場内における他の工事との兼務を認めることとし、現地での据付期間に専任で配置する主任技術者又は監理技術者と同一でなくてもよい。

なお、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

㋑　平成22年度以降に、上記イ本文に掲げる製作及び据付工事（据付のみでもよい）の経験を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員が配置する技術者については、平成22年度以降に水門設備の製作及び据付（据付のみでもよい）した工事の経験を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）（同一工事でなくてもよい）。

工場製作において配置する技術者については、平成22年度以降に上記イ本文に掲げる製作及び据付工事（製作のみでもよい）の経験を有する者であること（同一工事でなくてもよい）。

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業）及び監理技術者講習修了履歴を有する者であること（ただし、資料の提出期限の日において、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の申請手続き中である場合は、監理技術者資格者証にあっては申請済みであることが確認できる資料、監理技術者講習にあっては受講証明書の写し等を添付すること。なお、開札までに、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること。）。

エ　詳細設計に係わる技術者として、次の基準を満たす者を配置するものとする。

なお、受注者は、詳細設計を行う者（以下「詳細設計技術者」という。）として、次の基準を満たす者を配置するものとする。なお、詳細設計技術者は主任技術者又は監理技術者と兼務することができる。

１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

⑹　出資比率は、全ての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）　１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写し）　１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/jg/koujikanri/u23dsn0000000v1h.html

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、中後志農業水利事業双葉ダム放流設備他製作据付工事○○・△△・××共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局小樽開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局小樽開発建設部契約課

## 競争参加者の資格に関する公示

令和７年度河川環境情報基盤構築・活用検討業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和７年４月15日

九州地方整備局長　森田　康夫

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

１　業務概要

⑴　業務名　令和７年度河川環境情報基盤構築・活用検討業務

⑵　業務内容　本業務は、国が管理する河川を対象に、河川環境管理の効率化、高度化に資するため、河川水辺の国勢調査データを一元的に管理し、三次元河川管内図や河道基盤情報化システム等の他システムと連携できる情報基盤を構築、更新するものである。

⑶　履行期限　令和８年３月13日

２　申請の時期

①　令和７年４月15日から令和７年４月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、令和７年４月26日以降当該業務に係る技術提案書の提出期限まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該提出期限までに審査が終了せず、技術提案書を提出できないことがある。

②　構成員の一部が指名停止措置を受けた場合で残余の構成員が新たに設計共同体を結成する場合は、令和７年７月３日まで申請の提出を受け付ける。

また、令和７年４月25日までに参加表明書の提出を行うこと。

３　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務）」（以下「申請書」という。）は、当該業務の業務説明書と併せて交付する。

入手方法については、当該業務の「簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））」（令和７年４月15日付け支出負担行為担当官九州地方整備局長）５⑵を参照すること。